

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年6月24日（水） 午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）国 頭 靖 （副委員長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介 門 脇 一 男
土 光 均 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】朝妻部長

〔市民課〕森課長

〔保険課〕佐小田課長

〔生活年金課〕的早課長

〔市民税課〕長谷川課長

〔固定資産税課〕宮松課長

〔収税課〕影岡次長兼収税課長

〔環境政策課〕藤岡次長兼環境政策課長

〔クリーン推進課〕清水課長 池口廃棄物対策担当課長補佐
片山生活環境担当課長補佐

【福祉保健部】景山部長

〔福祉政策課〕大橋次長兼福祉政策課長

〔福祉課〕橋尾課長

〔長寿社会課〕塚田課長

〔障がい者支援課〕仲田次長兼障がい者支援課長

〔健康対策課〕中本課長

【こども未来局】湯澤局長

〔こども相談課〕松浦課長

〔子育て支援課〕池口課長

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

〔教育総務課〕後藤課長補佐兼教育企画室長

〔学校教育課〕西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐

〔生涯学習課〕木下課長 安田課長補佐兼生涯学習担当課長補佐

〔学校給食課〕山中課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東主任

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 今城議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 戸田議員

又野議員

報道関係者 3 人 一般 4 人

審査事件及び結果

- 議案第 5 9 号 専決処分について（米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について） [原案承認]
- 議案第 6 0 号 専決処分について（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について） [原案承認]
- 議案第 6 1 号 専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について） [原案承認]
- 議案第 6 2 号 専決処分について（米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について） [原案承認]
- 議案第 6 6 号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 6 7 号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 陳情第 6 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情 [不採択]

報告案件

- ・特別定額給付金について [福祉保健部]
- ・淀江保育園・宇田川保育園統合建替事業の進捗状況について [福祉保健部]
- ・米子市児童文化センタープラネタリウムのリニューアルオープンについて [福祉保健部]
- ・一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）について（報告） [市民生活部]

議 題

- ・広報広聴委員の選出について

~~~~~

### 午後 1 時 0 0 分 開会

○国頭委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、19 日の本会議で当委員会に付託されました議案 6 件、陳情 1 件について、審査をいたします。

初めに、陳情第 6 5 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体であります、鳥取県教職員組合西部支部書記長の西田様に御出席をいただいております。

早速、説明をしていただきたいと思いますと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願い申し上げます。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、西田様、お願いいたします。

○西田氏（参考人） 失礼します。鳥取県教職員組合の西田と申します。よろしく申し上げます。

本日の陳情の件ですけれども、学校現場ではいろいろな課題が山積みです。例えば新型

コロナウイルスに関することでも学びの保障であったり、心のケア、それと感染症対策などで、教職員のほうが時間を割いて丁寧な対応をしておるところです。それだけではなく、今年度は、小学校のほうでは学習指導要領の改訂、中学校も来年改訂になります。主体的、対話的な学びというような授業の改善であったり、あるいは小学校でしたら、英語やプログラミング教育など、新しい内容のほうも加わってきております。またさらに、貧困のことであるとか、いじめ、あるいは不登校など、いろいろな課題のほうも山積みになってきております。それで、教職員のほうが、すごく全体的にちょっと疲れ切っているということが実情だというふうに思っております。そのためにも、ぜひ、教職員定数の大幅増が必要だというふうに考えております。

資料、お配りさせてもらった資料ですけれども、一つは、また教員不足のほうも問題になっております。今、学校で採用したくても埋まらない、特に非正規雇用教員が、なかなかちょっといないというのが実態だというふうに思っております。それと、なぜそういうふうに不足になったかっていうことも、また資料のほうを見ていただけたらというふうには思いますけれども、小泉政権の地方分権改革によって、一つは、義務標準法の改正が2001年に行われました。そのことによりまして、義務教育を実施するのに必要な経費の一部を国が負担するんですけれども、その中で地方で使える部分が出てきたんですけれども、その中で、一つは、非常勤講師の人件費にも使われるようになったってということや、あと総額裁量制の導入で、正規1人分の人件費で非常勤2人を雇えるってことはあるんですけれども、その中で、正規教員が少なく、非常勤職員が増えたってということによって、正規教員の仕事量が、負担が少し重くなってきたりってということもあったりしております。それと、あとは地方公務員の定員削減であるとか、あとは規制緩和の光と影っていうところで、なかなか予算のほうが増えていないっていうところもあります。それと、あと教員不足になった理由2の、非正規教員の枯渇っていうことで、仕事の内容は正規教員と同じような内容をしておるんですけれども、待遇、長期的に不安定な職、不安定的な職への優秀な人材確保、供給っていうことが困難になっておりまして、正規教員定数増加が、最も有効な手段ではないかというふうに思っております。

それと、あとは教員全体が、先ほども言いましたけれども、なかなか労働環境が悪化してきておって、教員全体が少し疲労してきてるということもあります。

あとは、やはり教職員の数が、いろんな教育活動をしていくためには、定数が増えていくっていうことが、すごく大事になってきてるなっていうふうに思っております。

それと、ちょっと昨日の朝日新聞に載っておったんですけれども、子どもを支える学校へ、人材と予算をという記事がありまして、やはり今、教職員は不足していて、それとこのコロナ禍で、よりはっきりしたということが書いてありました。学校休校が地域経済に与える影響の大きさは、予想以上のものでしたし、今、いろいろなケアをしていくためにも教員10万人、あるいはICTの支援員等が13万人、計23万人必要だという記事が載っておりました。あと教職員の働き方改革のこともあります。あと今の業務量そのまま、超勤をなくすためには23万人必要だという記事が、朝日新聞のほうにも載っておって、やはりいい教育を提供していくためには人材確保であるとか、あとは義務教育費国庫負担を2分の1に復元して、地域差のない日本の中での教育の提供をっていうのが、すごく大事だというふうに思っております。以上です。

○国頭委員長 説明は終わりました。

参考人の方に対して、質疑はありませんか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 本日は、説明に御出席いただきましてありがとうございました。また、学校現場における先生方の、日頃の子どもたちへの支援に感謝申し上げたいと思います。

この陳情の中身につきましてはタイトルのとおり、文章読ませていただいて分かるんですけども、この陳情を通しての目的というところを、申し訳ありません、確認をさせていただければと思います。

○国頭委員長 西田様。

○西田氏（参考人） 目的は、一つは、やはり教職員定数の改善、教職員定数を増やしていただきたいというところです。豊かな学び、学校の働き方改革を実現するために、たくさんの教職員が必要だというふうに思っております。また、いろいろな課題を解決していくためにも、一つは、定数改善、教職員増っていくものをお願いしたいというふうに思っております。

それと、教育の機会均等ってということで、義務教育費国庫負担制度を2分の1に戻してもらってということで、地域差のない、本当に日本の国内どこにいても、教育の機会均等や水準の維持向上を図っていただくための陳情をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ありがとうございます。私、この文章読ませていただく中に、陳情の項目の2点目、教育機会均等と教育の水準を図るためというところがありました、やはり今回の陳情の内容は分かるというところは、今、お答えいただいたとおりだと思うんですけど、最終的には子どもたちのために、教育環境が整っていくところを目指していらっしゃるんだらうなっていうところが、確認したかったところなんですけれども、今の御回答でよろしかったでしょうかというか、今の回答は陳情の中身であって、本来の目的っていうのは、そちらに向かっていらっしゃるのかなっていうところが、確認を取りたかったんですけれども。

○国頭委員長 西田様。

○西田氏（参考人） 今、おっしゃっていただいたところが一番の目的です。

○国頭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

岡田委員。

○岡田委員 西田様、説明ありがとうございます。

それで、今、頂いた参考資料なんですけれども、このたびの陳情の参考になる資料ということで、これ頂いたんですが、例えばこれ、2枚目の裏ですかね、教職への熱意や使命感を持つ者だけが教職に就くべきだという問題意識の下、教員免許がますます取りにくくされた、その上、一度取得しておけば生涯有効だったはずの教員免許に更新制が導入され、有効期限が10年間にされてしまったということで、これは、そのことが結果的には教育にマイナスなんだということのような書き方なんですけれども、大変申し訳ないんですけども、ここだけ読むと、いや教員免許が取りにくくされたというか、なかなか取得されな

いって、逆に言うと優秀な方しか取れないっていうことで、いいことなのかなっていうふうに思ってみたり、有効期限が10年間にされてしまったっていうことが、このたびのこの陳情と、これどういった関係になるのかっていうのは、少し御説明していただいでよろしいでしょうか。

○国頭委員長 よろしいですか。

○西田氏（参考人） すみません。陳情は子どものために、先ほど矢田貝委員さんがおっしゃっておられたこととか、定数改善、それと国庫負担制度2分の1の復元ってところが陳情の内容です。ちょっとすみません、これは、ちょっと、免許更新のことを書いたんですけども、この内容とはちょっと、直接はつながってこないです。申し訳ございません。

○国頭委員長 岡田委員。

○岡田委員 そうしますと、この陳情、教職員定数の改善、それから義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図ることが、子どもたちに対する教育にとっては必要なんだということで、今日、こちらにお越しになられて、陳情されてるということでもよろしいんですね。

○国頭委員長 西田様。

○西田氏（参考人） そのとおりでございます。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

土光委員。

○土光委員 今日の頂いた追加資料の2ページ目というか、裏はぐったところの、改革2、総額裁量制の導入というところに関して、これは陳情の内容、3分の1から2分の1に復元を図るためということで、ちょっと直接関連すると思いますので質問をします。ここで2004年に国の負担比率が2分の1から3分の1に引き下げられた。陳情としてはこれを戻してくださいという趣旨だと思います。このときに引き下げられた経緯とか内容に関して、ここでは減額分は都道府県に税源移譲されることになったというふうに書いています。これのもうちょっと具体的な中身なんですけど、当然、2分の1から3分の1に減らしたわけですから、そんだけお金が、国の立場から言えばお金が浮いたわけです。それが減額分というふうに表現されているのですが、それと同等、その減額分そのもの、ほぼ同じ金額が都道府県に税源移譲をされたということなのではないでしょうか。それともちょっと割り引いて税源移譲されたか、その辺のところを一つ知りたいのでお聞きします。

それから、都道府県に税源移譲されたというのは、具体的にどういう形で税源移譲されたかということも説明をお願いします。

○国頭委員長 西田様。

○西田氏（参考人） 最初の質問ですけれども、割引はありません。

それと、どのように税源移譲というのが、すみません、ちょっと、詳しくどのようなことかかっていうところまで、ちょっとすみません、私のほうがまだ、ちょっと把握し切れてません。すみません。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 あんまり細かくはいいいんですけど、例えばその税源移譲された中身、その使い道が、自由に使える、全く自由に使えるという形で税源移譲されたのか、国庫負担の部分じゃないけど、一応、教育関連分野に使うという、ある程度のしぼりをつけて税源移譲

をされたのかというところを、もし分かれば知りたいのですか。

○国頭委員長 西田様。

○西田氏（参考人） 原則、教育の中でだというふうに把握はしております。以上です。

○国頭委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります伊藤議員、岡村議員から説明を求めます。賛同議員も参考人と同様、着席したままの説明で構いません。

初めに、伊藤議員。

○伊藤賛同議員 それでは、賛同理由を簡潔に述べたいと思います。

現在の新型コロナウイルス感染症対策、また、いじめ、不登校、発達障がい、貧困などなど、学校現場は、その対応に追われていて、本当に大変な状況でございます。人を配置することで、より子どもたちの学びの保障ができるものと考えておりますので、それをもって、私の賛同理由とさせていただきます。以上です。

○国頭委員長 次に、岡村議員。

○岡村賛同議員 賛同理由を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない中で、学校現場では感染症対策として毎日の消毒や清掃、健康チェックなど、今までになかった多くの業務が先生方の肩にかぶさってきています。

また、学校での感染症対策の3つの基本、1つ、身体的距離の確保、2つ、マスクの着用、3つ、手洗いが言われていますが、身体的な距離を確保するためには少人数学級、20人程度の授業が望まれるとしています。国内最大の教育団体である、日本教育学会は、今年5月22日に、「9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを—より質の高い教育を目指す改革へ—」という緊急提言を発表しましたが、そこでも、平均1校当たり、小学校3人、中学校3人、高校2人の教員を加配する、全国10万人の教員増を提案しています。そうした教育界の現状を踏まえ、計画的な教職員定数の改善を求める、同陳情の賛同理由といたします。以上です。

○国頭委員長 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

岡田委員。

○岡田委員 先ほど西田様のほうにも、ちょっとお答えしていただきましたけれども、これ、国庫負担が2分の1から3分の1になって、それからその分、税源移譲をしていただいたということが歴史としてあるわけですが、今回はその税源移譲の部分はそのままで、国庫負担がもともと2分の1だったものを3分の1になったので、税源移譲の部分はそのまま、国庫負担を3分の1から2分の1に戻すべきだという陳情ということでよろしいんですかね。いかがでしょう。賛同議員の方に。

（「賛同議員」と伊藤委員）

賛同議員の方に。そういう解釈をされて、賛同されたということでもよろしいんですかっていうことで、お聞きさせてもらってます。

○国頭委員長 伊藤議員から。

○伊藤賛同議員 私は、私が思うことですので、参考人とはちょっと違うと思いますけれども、私は、その2分の1だったときの全てをそこに戻すという解釈でございます。以上です。

○国頭委員長 岡村議員。

○岡村賛同議員 私は、そこまでは深読みしておりません。

○国頭委員長 岡田委員。

○岡田委員 そこまで深読みしてないっていうと、どの辺りまでっていうことでしょうか。

○国頭委員長 岡村議員。

○岡村賛同議員 このこの項目に書いてあるとおりです。

○国頭委員長 岡田委員。

○岡田委員 そうすると、この表題にあります、教職員定数の改善と、それから義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図ること。で、それに関しては、もともとこれを法改正したときには、税源の移譲っていうものがあっただけけれども、税源移譲の部分に関しては関与はしないと、とにかく国庫の負担を2分の1から3分の1に戻すべきだということの賛同だったということによろしいんですね。

○国頭委員長 岡村議員。

○岡村賛同議員 陳情者がどういうふうな意図でもって陳情されたかということまでは読んでないということです。

○国頭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

ないようですので、これより討論に入りたいと思います。

(「委員長。当局に関して質問する…」と土光委員)

土光委員。

○土光委員 ちょっとこれに関して当局、米子市、教育委員会というか、の現状とか考え方をお聞きしたいと思います。

1つは、この陳情の中で、これは全国的な傾向ということで追加資料も述べられているのだと思いますが、例えば米子市において、今、学校現場、大変だというのは、特に今年コロナのことがあって、学校現場非常に大変だというのは理解しています。そういう状況で、米子市においての教職員の数というのは、それなりに必要な数は確保されてるという認識なんではないでしょうか。

○国頭委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 米子市における現在の状況ということでございますが、まず、教職員定数と一口に申しましても、国が法律で定める基礎定数というもの、いわゆる国の基準でいきますと小学校1年生が35人、あとの学年は40人、法律で定められている基礎定数、鳥取県独自に少人数学級の定数もありますけれども、そういうものと、それからもう一つは単年度ごとの予算で措置される加配定数というのがございまして、それらを総合しまして、年度当初の段階ではその定数できちっと教職員の数が足りているというような状況でございます。途中で育児休暇、産休、育休等で、あるいは病休等で現場から離れる教職員の者への代員等については、必ずしも十分ではないというところでございますが、例えば常勤の講師で勤めることができないけれども、非常勤のほうでなら勤めることができ

るといった状況で何とかカバーして、補っているところでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 定数を満たしているかどうか、これも重要だとは思いますが、その定数そのものの数も実際の現場の、学校教育の現場の仕事量というか業務量、それに比して十分対応できるような数、それが定数を満たしていればそうかどうかも含めて、実際の業務量、現場は大変だという話はいっぱい聞くので、その業務量に対して実際の先生の数は十分というようには言いませんけど、対応できるような数だというふうな認識なんですか。

○国頭委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 まず、教職員のこと、もともと鳥取県は御承知のとおり、全国に先駆けて少人数学級、実施しているところでございまして、国の標準から比べますと業務量的には、ちょっと一口では言えませんが、十分だとも言えませんが、全国に比べるとまだ緩和されてるのかと思います。ただ、コロナの対応等々ございますので、現在の段階では十分対応し切れているとは、ちょっと、まだまだこれから対応も必要になってくるでしょうし、足りているとは言い難い状況であるというふうに認識しております。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 十分に足りているかどうかのもう一つの指標として、いわゆる時間外勤務の状況はどうなんでしょうか。

○国頭委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 これも今年度、45時間、360時間等の縛りができたところで、各学校とも業務量全体量を何とか削減するように、取り組んでいるところでございまして、この集計値がまだ出てない状況でございますけれども、各学校とも、今、努力しているというところでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 それから、今回の陳情でいわゆる正規、非正規の問題が取り上げられています。これ、ざっとした感じでいいんですけど、米子市内の教職員で正規と非正規は大体どのくらいの割合なんですか。

○国頭委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 今、ちょっと手元に具体的な数を持っておりませんので、ちょっとお答えすることはできません。数字を持っておりませんので。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。要は非正規、いわゆる講師というか臨時というか、そういった教職員もそれなりにいるというのが現実だと思います。例えば採用するときに、正規で採用する、非正規で採用する、その区分。これ陳情とか見ると、例えば非正規だったら、いわゆる賃金が安く上がるからみたいなの、そういった動機で、本来は正規でやるべき仕事も含めてそこを非正規で雇ってみたり、そういう傾向があるというふうな内容だと思うんですけど、米子市の場合、非正規で雇うというのは、給与面以外では何かきちっとした、つまり正規ではなくて非正規という業務をやるからという、きちっとした理由があるものに関して、非正規で雇うということがされているのですか。

○国頭委員長 浦林教育長。

**○浦林教育長** 正規、非正規というのも様々にありまして、基本的には、教諭正式採用になっているものを正規と呼ぶとしますと、定数内講師というような職がございます。これは教諭と同等、担任もしたりしますし、そういった職の方も、大体、小学校、中学校は県内で100人前後ずついらっしゃると思います。これは、教職員は県の範疇ですけれども、教職員の定数を管理する際は子どもの数とリンクしますので、そのときにいる教員を全部採用すると、子どもが減ったときに、じゃあ余ったということになってはいけませんので、定数管理上、そういう非正規職員を雇うということは、これはやむを得ないことというふうに思います。

それからもう一つ、非正規の中に非常勤講師と言われるような、先ほどの定数内講師、教諭については、週38時間45分勤務でございますが、非正規になりますと、非常勤講師は、大体30時間勤務とか、そういったような勤務になっております。この方々は県で配置している非常勤もありますし、それからここにこサポートというような、市で雇用しておるような職員もございますので、そこに何らかの差をつけて雇用しているということではなくって、できるだけ採用、県もしようとしてしているけど、定数管理上生まれるもの。それから、はなっからそれは非常勤ですから、会計年度職員というような言い方でしょうか、今は。そういった職務がもともと違う内容で分けられているということになっております。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** あともう一つ。今の答弁でもあったのですが、例えば将来、子どもの数が減るとというのが、ある程度、客観的な事実として分かっているという状況の中で、正規で雇うと教員が余ると言ったら変だけど、で、これは今日の資料でも、1、2、3ページのところにそういったことがある。ちょっとそこを読むと、1、2、3ページ目、規制緩和の光と影の最後の辺で、将来の少子化の進行に備えるために、今、現在必要な先生は正規採用せず臨時枠に転換してしのぐというような、いわゆる雇い控え計画となって現れた。これは、問題だという意識で記述はされているのですが、いい悪いは、一応、今は置いといて、やっぱり採用するときにそういうことも考えて、非正規採用というのは事実としてあるんですか。

**○国頭委員長** 浦林教育長。

**○浦林教育長** 私どもは、市を預かる立場でございますから、今の御質問の先は、県の採用担当課で答えられるべきだと思いますので、お答えは少し控えさせていただきたいと、このように考えます。

**○国頭委員長** ほかにありませんでしょうか。

石橋委員。

**○石橋委員** 先ほど、年度の初めには、一応、教員の人の数は足りているけれど、途中で例えば産休の代わりなどの場合に、ないことがあるというふうにおっしゃいました。それで、そのときに、常勤はできないけれど非常勤ならできるという人もあるのということでしたが、それは非常勤講師で何とかそこは間に合っているという意味ですか。

**○国頭委員長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** はい、例えば中学校のほうは、必ずしも担任業務ができなくても教科担任のほうで、その与えられた時間に教科の授業に出て授業をするというような学校が

ございますので、可能な限り、非常勤でも大丈夫というようなケースの場合は、非常勤のほうで配置していただいているというような格好でございます。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 現場ももう、既に自分の担当のある人のところへしわがよるといえるのか、余計その過重な負担がかぶさるというわけではないんですね。

○**国頭委員長** 西村学校教育課長。

○**西村学校教育課長** そのようには把握しておりません。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** すみません。それで、45時間、残業の話で出てましたけれど、それはどのようにして、その時間内に終わってるっていう状況をつかむっていうことになってるんですか。

○**国頭委員長** 西村課長。

○**西村学校教育課長** 学校のほうには勤怠システムというのが入っておりますので、そこにしっかり出勤した時刻と退勤の時刻を打刻することによって、それを管理職が把握して、月末に米子市教育委員会のほうに報告が上がってくるというようなことでございます。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 以前からよく言われてますけども、残業も多いと。風呂敷残業もあると。もう残業で学校には残れんけど、持って帰ってうちでするっていうパターンもかなりあるというふうに聞いています。それで、そういう意味で言うと、いわゆる学校にいる時間数ではないところまで、教職員の人の忙しさ、過重労働って言うのは及んで、ずうっともうこの長い間及んできたという、現場をよく御存じの先生方は、よく知ってらっしゃると思うんですが、そういうことだと思います。そういう意味で言いますと、コロナの今の状況下でいよいよ大変っていうのはあるけれど、この教員の人の過重負担、大変な労働というのは、長い歴史ではないかと思えますね。

それで、これは意見ですけど、そういうところを本当に軽くするためには、やっぱり、定数が増えなければならないのではないかと思います。定数増やすというようなことは、やっぱり要求してきておられますか。

○**国頭委員長** 質疑ですか。

○**石橋委員** 駄目かな。それのお答えはないかな。うん。はい、いいです、今の質問は。答えがないってことで理解しました。

○**国頭委員長** いいですか。

○**石橋委員** はい。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

岡田委員。

○**岡田委員** 先ほど課長のほうが、現場としては人が足りてるとは思っていないというような発言もありましたけれども、これ、ここに書いてありますのは、教職員定数の改善。先ほど教育長のほうは県のほうがとおっしゃったんですけど、当然ですけども県は、各市町村の教育委員会ときちんと連携をした上で、まさかそんな県のほうが上意下達で、これを米子市にやりなさいということで政策決定してるわけじゃないと思いますんで、例えば国庫の負担が3分の1から2分の1になってくれば、要は、今、財源がないので、やっぱり

教職員が増やせないという現状があるんでしょうかね、いかがですか。それとも、もともと今の人数で、ある程度は適正だと。要はなかなか人が十分足りてる職場っていうのは、例えばこれは民間のところ見ても逆に言うと少ない、要はなかなか厳しい中でやっとならるところっていうのが多いんだろうと思うんですけど、学校の先生が多忙で大変だという現実には、私たちも、当然、把握をしておりますし、何とかしなければならぬというふうには思っておるんですけども、現実的に財源が例えばある程度確保できれば、そういうことを積極的にやっていきたいというふうなお考えあるのかどうかっていうのは、お尋ねしたいと思っておりますけれども。

○国頭委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 この3分の1と2分の1で、例えば3分の1になったから、正規職員が配置されなくて、我々が困っているというような状況にはありません。ですから、3分の1にはなっておりますが、県のほうは財源をしっかりと確保されてでしよう、我々にきちっと教員を配置して下さっているというのは事実です。それから、教職員が足りてるかという事は、先ほど委員おっしゃったとおりでと思います。我々も、例えば今年度予算では、中学校のここにサポートとかを拡充していただいて、学校の教員の負担が減る、あるいは子どもたちによい影響があるように、そういったことはこれからも続けていくべきことであろうし、新たな問題等があれば、また議会のほうにお願いをするというようなことが、また発生してくると思っておりますので、この教職員定数が十分であるという答えは、なかなか言えないのが実態であろうとは思っています。以上です。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆さんの御意見を求めます。そうしましたら、前のほうから、石橋委員のほうから、お願いできますでしょうか。

石橋委員。

○石橋委員 採択を求めます。先ほども言いましたけど、教員の人の過重負担というのは、もう長い長い歴史の中で、大変なものだというふうには思っております。そして、この今日頂いた資料は、一番最後に書いてありますけど、そういう先生が大変な現場でっていうことであると、やはり子どもたちの教育というものも、大変な中で、本当に十分なのかというところがとても疑問です。やっぱり一人一人の子どもさんをよく見て、どこでつまづいてるのかっていうのどっちか言ったけど、どこが分からなくて、どこがこの人によく分かるのか、一人一人、理解の仕方も違いますので、そういうことも含めて、その子が伸びるようになっていう教育っていうのが十分できるためには、やはり十分な教員数が要するというふうには思います。少子化を見越して手控えるというか、雇い控えをするのではなくて、子どもが減ってきたら、より十分な手厚い教育ができるということで、定数を増やしてほしいというふうには思います。

2分の1、3分の1になっても、鳥取県あたりはかなり頑張っていて、予算を取ってやっとならうと思うんですけど、やはり日本の全体の教育のために、きちんと教育には予算を使うべきだというふうには思いますので、採択していただきたいと思っております。

○国頭委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私も先ほど述べましたように、採択で主張したいと思っております。本当に学校現

場では、子どもたち、様々な課題を抱えた子どもたちがおりますので、きめ細かい教育、学びの保証というふうになれば、やっぱり人をもっと増員して配置をするということは、OECDの世界的なところでも、日本の配置数はとても少ないというふうに言われております。そのことも併せて、人を配置することで、よりよい子どもたちの学びの保障ができるということを考えておりますので、採択をお願いしたいと思います。以上です。

**○国頭委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 私は採択をしないということを主張させていただきたいと思います。先ほどからお話が出ております、学校の現場が大変な状況にあるということは、当然、認識をしておりますし、学校の先生が多忙だということも十分に認識をしておりますけれども、その解決が、国庫負担2分の1を復元することによって解決をするんだというのは、少し私は違うんじゃないかなというふうに思っております。そもそも2分の1の負担を3分の1にしたときも、これ、地方からの声もあって税源移譲をした上で、3分の1の国庫負担ということになっておりますので、私は、各都道府県が、格差がつくんじゃないかっていうような意見もありますけれども、私はやっぱり各都道府県なり市町村で判断ができる、いわゆる地方分権の時代においては、その制度は、やっぱり僕はそのまま継続すべきだろうというふうに思っておりますので、採択をしないということで主張させていただきます。

**○国頭委員長** 続いて、土光委員、お願いします。

土光委員。

**○土光委員** 採択しないで考えます。理由としては、この陳情、毎年ほぼ同じ内容が出てきます。実は私は賛成してきました。私自身は、やっぱり教育関係の予算は、総額そのものを増やすべきというふうに思ってます。教育関係の予算は経費ではなくて投資だと思うので、だから基本的にそういったことに沿うべき、そういうふうにするべきだというふうに思っています。ただ、今回の陳情で、過去の経緯で2分の1が3分の1に減った、税源移譲があった、その額はほぼ同等だという話でした。だから、もしそのことで教育現場がいろんなしわ寄せ、より環境が悪くなったとすれば、それは自治体の問題だと私は思うので、税源移譲すること自体は私は悪いことだと思いません。

それから、米子市の状況を聞くと、答弁聞く限りは、米子市がそんなに環境が悪いというふうには答弁では聞き取れなかったもので、そこは米子市に関しては、それで何とかやっていっているのではないかとこのように思います。だから、この後はちょっと付け加えになりますけど、せつかく組合関係の現場を一番よく知っている方が、こういった教育関係についての陳情を出すとする、こういう一般的な単に2分の1、一般論的な陳情ではなくて、現場の問題点に即して、その問題点を解決するためにはこういうふうにしてほしい、それは国に要求するのか米子市に要求するのか、それはケース・バイ・ケースだと思います。そういった陳情を改めて出してほしいということを含めて、今回の陳情は不採択を主張します。

**○国頭委員長** 続いて、矢田貝委員。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は採択しない、不採択でお願いしたいと思います。本日配付頂きました資料も読ませていただきまして、子どもの学習環境を支えるための、先生方の変な大変さってというのは、伝わってくる資料をいただいたと思っておりますがということで陳情者の思い

は理解いたしますし、否定するものではありませんが、採択しないと考えております。理由といたしましては、国庫補助負担制度の国の負担割合を義務教育費の負担割合2分の1に戻すということについては、陳情書にも書かれているとおり、財源負担、国庫補助負担金の改革等、税源移譲、それから地方交付税の見直しという三位一体で検討していくものであるというふうに考えているというのが、1点目の理由です。

2点目といたしましては、教職員の定数改善を望まれていくというところについても理解はいたしますけれども、教育水準の維持、また向上については、都道府県における総額裁量制の活用状況であるとか、教員、教職員の働き方改革であるとか、また図書館であるとか学校施設等の整備促進なども併せた上で、検討していくべきものであると考えております。

理由の3点目として、今、学校と、地域の中に学校がどのように連携を取っていくのかという、まちづくりとして行政の重点的な課題の1つとして、今、取り組んでいる最中だというふうに思っております。で、陳情の方のこの内容を達成した上の目的というところで、最初に確認をさせていただきましたけれども、教育の機会均等であるとか教育の維持推進というところで、子どものための環境づくりというところが、まさに、今、取組の最中だというふうに考えているところから、不採択と思っております。

また、昨日の総務政策委員会の中での陳情の中にも出ておりました、今、コロナ禍で、財政健全化の遅れているのは、今後、さらに遅れていくというふうに考えております。今、これを提出するタイミングではないというふうに考えております。以上です。

**○国頭委員長** 次に、門脇委員。

門脇委員。

**○門脇委員** 私も不採択、採択しないでお願いしたいと思います。陳情にもありましたですけども、義務教育費の国庫負担制度、これはもう堅持すべきですし、義務教育に対する国の責任はしっかりと果たすべきだと私もそう考えております。ただし、この国庫負担2分の1復元と、このことに対しましては、当時の三位一体改革の中で3分の1に引き下げられたときに、地方の負担増となる財源につきましては、国税から地方税への税源移譲がなされておまして、一体的な措置が講じられているものと思っております。以上のことから、国庫負担割合、このものだけを2分の1に復元することについては賛同しかねますので、本陳情に対しましては不採択、採択しないでお願いしたいと思います。

**○国頭委員長** 次に、岩崎委員。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 先ほど来、いろいろ議論も出ておりました。私のほうは、三位一体で、税源移譲と一体的に措置されたものと、私自身、理解しておりますので、本陳情は採択しないでお願ひします。

**○国頭委員長** そうしますと、討論を終結いたします。

これより、皆さん討論していただいたもとで、採決をしたいと思ひます。

陳情第65号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…石橋委員、伊藤委員]

○**国頭委員長** 賛成少数であります。よって、本件についての陳情については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました、陳情第65号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で陳情審査を終わります。

西田様、本日は御出席ありがとうございました。

〔「ありがとうございました。」と声あり〕

次に、議案第62号、専決処分について（米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

木下生涯学習課長。

○**木下生涯学習課長** 議案第62号について御説明いたします。

これは、米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年5月21日付で専決処分がなされた内容につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容ですが、米子市加茂公民館兼米子市加茂地区学習等供用施設の敷地及び建物が、県の米子境港都市計画道路事業3・4・32号両三柳中央線の施工計画の影響範囲にかかることから、公民館を新築移転したことに伴い、その位置を「米子市両三柳3305番地」から「米子市両三柳3292番地」に変更するものでございます。建設工事が本年3月10日に完了し、4月9日に敷地となる土地の合筆が完了したことにより、地番が確定いたしました。引っ越し等の移転作業完了後、速やかに供用開始することとし、新公民館の供用開始日を6月1日としたため、専決処分がなされたものでございます。説明は以上でございます。

○**国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ありませんでしょうか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ありませんか。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

御意見ありませんので、議案第62号、専決処分について（米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件について、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

午後 1 時 5 2 分 休憩

午後 1 時 5 4 分 再開

○**国頭委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第 60 号、専決処分について（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

塚田長寿社会課長。

○**塚田長寿社会課長** 長寿社会課から、議案第 60 号、専決処分について（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）、御説明させていただきます。

議案書を御覧ください。これは、低所得者の保険料軽減の強化を目的といたしまして、国において、介護保険料に係る改正が、令和 2 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、本市の第 1 号被保険者の介護保険料を定めます、米子市介護保険条例の一部を改正するものでございます。主な内容といたしましては、所得段階に応じて、本市が定める 15 段階の介護保険料額のうち、低所得者の方を対象といたしました、第 1 段階から第 4 段階までの令和 2 年度の介護保険料を引き下げるものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

石橋委員。

○**石橋委員** これは、もともと介護保険の被保険者、その当人が非課税の人が対象になっている段階について、全て減免の措置になるというものですよね。で、非課税っていうのは、もともと税金を徴収しない層です。税金を徴収すればその人の生活に関わるという層でありますので、減免、もちろん反対ではありません。もっと言えば、もともと介護保険料を取るのも間違っているというふうに、私は思っていますので、さらに国のほうにも求め、そして米子市としてもそこら辺のところを軽減になるように、努力していただきたいというふうに思っています。以上です。

○**国頭委員長** 討論いいですね。はい。

○**石橋委員** 以上です。

○**国頭委員長** はい。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号、専決処分について（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○国頭委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時20分 再開

○国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部から3件の報告を受けます。

初めに、特別定額給付金について、当局からの説明を求めます。

大橋次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 現在執行中の特別定額給付金の執行状況について、御報告を申し上げます。お配りした資料に基づいてお話し申し上げますけれども、給付金の内容はここに書いてあるとおりでございますが、件数としては6万7,500世帯でした。6万7,515世帯が今現在の正確な数字で、人口としては14万7,532名が受給対象となっています。

それから、米子市の対応方針でございますけど、ここに書いてございますように、2番の（1）のところでございますが、速やかな給付ということで、お困りの方も多かろうということで、申請から最長30日以内では振込を完了するという手順を組んだところがございます。あともう一つ、感染防止対策の徹底ということで、来庁をお断りする反面、郵送申請であるとか、電話に寄せる相談とかを徹底する、そういうことで臨みました。

経過についてはここに書いてございますように、5月の1日からオンライン申請を始めると同時に、米子市の特色として、お困りの方が急いでされるように、ダウンロード申請も始めております。この方々への最初の振込は5月の18日に行いました。その後、19日に全世帯に郵送いたしまして、20日から郵送申請を受け付けておりまして、今現在に至っているところでございます。

この処理関係につきましては、本会議のほうで部長が答弁いたしましたように、1日3,000件の処理を計算をいたしまして、やってきたところであります。実績を見ますと、大体3,000件を超えて、三千五、六百件くらい平均で出力をしてきたところであります。

現在の状況で、（4）番でありますけれども、委員会資料の時点で書いてありますが、今日、最新の情報を持ってまいりましたんで、それを少し報告をいたしたいと思えます。

今日現在で、申請済み件数が6万4,697件でございます。オンライン申請は1,722件、特例申請は1,251件、郵送申請が6万1,724件で、申請率として見ますと95.8%でございます。

これに対しまして、給付済みでございますけれども、6万1,417件の振込を終了しておりまして、支給済み額は136億9,180万円でございます。世帯ベースの給付率は91%でございます。なお、今後、6月25日には2,612件を、6月29日、来週の月曜

日には446件をお支払いを申し上げて、現在はそれを全部払ってしまうと、手持ちの申請書がなくなるという状態をつくっております。

今後のことでございますけれども、5番の②のところにあります。それでも3,000件ほど、まだ申請がなされていないもんですから、今月の末にははがきをもちまして、各世帯に、未申請の世帯に、どうぞお早めな申請をお願いしますという勧奨を行いたいと思っております。

その後、7月になりまして、またテレビやメディアなどを他用いたしまして、どうぞ皆さん、申請時期、申請してくださいねというお願いをしたいと思っております。

6月の勧奨の結果を見てなんですけれども、例えばお年寄りの方でなかなかよく分からないよとかいう方がおられる可能性もありますので、その属性分析をしてからにはなりますけれども、戸別で訪問するような丁寧な対応まで、少し検討してみたいというふうには思っております。

できれば8月の19日の最終日までには、全ての方に給付金をお届けするというところで、現在、検討、研究をしているところでございます。

最後になりましたが、事務費の執行状態でございますけれども、6月支払いがまだ済んでない分もあります、今のところ2,300万の執行でございます。今後、人件費や広報費を中心に2,000万程度を、8月末、9月末までに執行予定でございます、大体総額で4,600万ぐらい。予算総額8,000万で事業を承認いただいたんですけども、大体4,600万ぐらいで全てが終了するのではないかと、このような予定で考えております。

以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、次に、淀江保育園・宇多川保育園統合建替事業の進捗状況について、当局からの説明を求めます。

池口子育て支援課長。

**○池口子育て支援課長** 淀江保育園・宇多川保育園統合建替事業の進捗状況を御報告いたします。現在、基本設計業務に取りかかっているところでございまして、3月にプロポーザルで設計業者さんの募集をいたしました。プロポーザルとしたのは、これまでの業務実績と、この建て替え事業への提案内容を併せて評価し、最適な相手方、技術力と企画力、創造力を有する設計者を選定するためでございます。

この募集に並行いたしまして、淀江・宇多川保育園保護者の皆様へ、基本計画、これは2月の委員会でお示しいたしたもので、米子市の保育士と市の営繕課とで協力をして、こういう保育園でどうだろうかというような図面を作ったものを保護者の方にお示しして、意見を募集しております。

4月の3日に、プロポーザルの二次審査の結果及び受託候補者を公表いたしました。参加事業者は5社、その中で、株式会社白兔設計事務所米子事務所が最優秀者として選ばれたものでございます。

4月6日に委託契約を締結いたしまして、その後、ワークショップを開催する予定でお

りましたけれども、このたびの新型コロナウイルスの対応ということがございまして、地域の皆様や保護者の皆様とのワークショップというのを開催するというのがなかなかできない状況でありました。その中で、この設計事務所さんとは、保育士とあと市の営繕課との間で意見交換ということをして3回していただいております。

その結果、基本設計案というものがまとまりましたので、6月の16日に淀江地域の住民の方へその案を提示いたしまして、併せて意見の募集というのを現在しているところでございます。

また、6月25日には、淀江・宇多川保育園の保護者の方との意見交換会を予定しております。

基本設計は、7月に完成予定でございまして、この際には議会のほうにも御報告したいというふうに考えております。

実施設計は、令和3年1月に完成する予定でございまして、この基本設計、実施設計を受けまして、12月補正予算で工事費のほうの予算計上をお願いしたいというふうに考えております。

造成工事につきましては、予算決算委員会民生教育分科会のほうで御説明した内容のとおりでございます。

今後のスケジュールといたしましては、令和2年度に基本設計、実施設計、造成工事、園舎の建設工事に着手しまして、令和4年度の開園を目指すこととしております。

説明は以上です。

**○国頭委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** まず、公募型プロポーザルで5社が応募して、白兔設計事務所に決まったということですね。これ、ここが決まった最大の理由は何なんですか。

**○国頭委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 総評をホームページのほうで公開しております。その中で特徴的な点として、幅広の軒先による風雨への安心感と上品なデザイン性ですとか、それから職員室からの見守りの視線の計画、あと各保育室間にコーナーを挟み込むことで落ち着きを担保すると同時に、比較的コンパクトな動線設計とされているというようところで、子どもたちの遊びや活動と保育士の作業・歩行負荷のバランスが図られてるということが、評価されたというふうに伺っております。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** 先ほどの説明で、ワークショップは何かもう実施しないようなというふうに聞こえたのですが、これ、白兔設計がこういう、これは3月18日かな、要はプレゼンしたときにこの一つの特徴、強調してることは、みんなでつくり上げる保育園というのを非常に強調していたと思います。私もプレゼン見に行ったので、そのときにワークショップ、基本設計、実施設計の前後に4回やって、本当に自分たちがつくり上げた保育園という形を目指したいと、意見もちゃんと入れると。どういう形で入れたというのを、また次のワークショップで示すというか、そういう過程を経てやっていくというのを非常に強調していたんではないかと思っております。結局、これ、しないんですか。

○国頭委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 ワークショップですけれども、地域の方や保護者の方を対象に大人数で集まっていたくという形での開催は難しいというふうに判断いたしまして、米子市の保育士とその設計業者の間での話し合い、これを3回実施しております。それと、淀江、宇田川保育園の保護者との意見交換会というのには、設計業者さんにも来ていただいて、これもワークショップの1回としてカウントできるというふうに考えております。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 いや、もともとのワークショップのイメージというのは、基本設計、実施設計、それやるときに意見聞いて、それを反映して示して、そういうふうに関につくり上げていくという、そういったことをイメージしていたと思います。もちろん、コロナの状況で大人数云々はあるとは思いますが、工夫すれば別に大人数じゃなくてもいいし、それから会場を工夫すれば、できないことはないと思うんですけどね。そういった形でやるところが選ばれて、例えば当日そういったプレゼンをして、要は納期というか、かなりタイトなスケジュールで、本当にできるんですかというやり取りもありましたよね。できるというふうに、3月の状況の時点でも言ってるんですよ。コロナの状況、そんなに今、状況は悪くなってわけではないので、これ、きちんと工夫してやらないといけないと思うんですけど、いかがですか。

○国頭委員長 湯澤こども未来局長。

○湯澤こども未来局長 地域の方の御意見、それから保護者の方の御意見、それから現場で働く保育士の意見ということで、みんなで作る保育園というところを前面にやっていきたいというのは、もちろん当初申し上げていたとおりでございます。このコロナの感染対策ということもありまして、当初は説明会、意見交換会というような皆さんとお会いしてというのを想定はしておりましたけれども、やはりそういった集まっていたいてやる会合というのがなかなか開きづらいところがございました。そのために、保護者の方からはアンケート形式ということで、基本設計が始まる前にいろいろ御意見をいただきまして、そちらを設計者の方にもお伝えして、それを含めて設計をしていただいているところでございます。このたびは、また案という状態で、それを入れた状態で、もう一度また保護者の方と意見交換という形ですけれども、業者の方にも来ていただいてお話をさせていただきます。それから、地域のほうへは、やはり説明を求める方もいらっしゃると思いますので、その辺をやはり地域の方とも御相談はしましたけれども、やはりこの時期に集まって何かをするということがなかなか難しいということも考えまして、公民館、保育園等に設計案を置かせていただいて、御意見をいただけるように自治会のほうで回覧をさせていただいたという状況でございます。今後も、設計が決まり、また実施の段階になったら具体的ないろいろな案が必要になってくると思います。その状況に応じて、地域の方、保護者の方にいろいろ情報を交換できる機会を設けていきたいと思っております。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 保護者とか現場の保育士とか地域の方の意見を取り入れるということに関して、今の段階で決まっていることは、あしただしたよね、25日。保護者の方と、それから業者さんも来る、それからもちろん一般の参加からも一応オーケーという形のもの、大きく広報はしてないけど、希望だったら受け入れるというふうに私は聞いてるんですけど、

あしたやる。あと、それから地域の人に関しては、資料を公民館に置いて意見をくださいという、パブコメみたいな雰囲気のをやりますよね。これ以外に、今の段階でやるというのは何が決まってるんですか、これから。

○**国頭委員長** 湯澤こども未来局長。

○**湯澤こども未来局長** 7月中に、皆様のいただいた意見を集約させていただいて、それを反映させた基本設計の最終案というものをお示しする形になると思います。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私は納得ができないのですが、今の状況でコロナの状況があるとしても、人数とか会場とか回数とか工夫すれば、そういったワークショップ的なことはできない状況ではないというふうに思っています。それから、このプレゼンでも、この白兔設計でそういったことを強くプレゼンしてやっていきたいと、みんなでつくる保育園を、これはもう実際回数まで4回やるという。あとの質疑でも湯澤局長自身がこういうふうにワークショップをやって意見を取り入れて、そういうやり方していくのは非常にありがたいことだと思うと述べてますよね。ぜひこれ、今からでもやり方工夫して、ぜひやっていただきたいと私は思ってます。ちょっとこれ以上、今やるというふうには言えないと思うけど、やっぱりそういう経緯とか、こういう状況を考えて、決して工夫すれば、それできないというふうには私は思えませんので、これをぜひやるという形で、いろいろ検討していただきたいと思います、これに関しては、はい。

それから、別のことですが、これ、何回も聞くんですけど、この保育園、宇田川、淀江保育園、この事業。総工事費の概算は大体幾らなんですか、今の時点で。

○**国頭委員長** 湯澤こども未来局長。

○**湯澤こども未来局長** 今回予算要求させていただいた造成工事のところまで、事業としては予算計上させていただいてるところでございます。この後、基本設計、実施設計を進めていく中で、予算の要求を大体12月にはさせていただけるのではないかと思いますけれども、この基本的な設計の部分が決まりませんと、まだ全体の工事費の概算というものはっきりと申し上げられない状況だと思いますので、その進捗についてはまた議会のほうにも御報告させていただきたいと思います。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 率直にお聞きしますが、もちろん今、概算の話をしてます。これ、当然例えば業者に応募してもらって決まってるけど、設計業者にとっても総工事費が大体幾らかって分からないと、そんな設計業務できないでしょう。実際に、このプレゼンをやるときの、ある意味で募集要項的なもの、こういう条件でやりますから応募してください、その中にちゃんと総工事費は6億9,000万って書いてるじゃないですか。書いてますよね。それを議会で幾ら聞いても、そういう概算をきちっと言わないって、これ、何でなんですか。

○**国頭委員長** 湯澤こども未来局長。

○**湯澤こども未来局長** この業者さんのほうに、設計をしていただくに当たっての目安としてお示した金額というのがございます。これも一応市として、市の内部でこのぐらい相当、他の施設等の状況も鑑みまして、このぐらいの広さであれば、このぐらいの概算となるのではないかとという想定に基づき、出させていただいている数字だと思います。ただ、は

つきりと予算要求に向けてお示しする金額というところを見ると、ちょっと内容的に説明が難しいのではないかとこのころで、公式な見解として概算という金額は、今までのところではお出ししていないというところでございます。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、何でそういう対応するのか私は理解できないんですけど、当然業者で、プレゼンで募集するときに概算で6億9,000万、これはある意味で米子市の見解ですよ、こういった目安でしてくださいって。議会に対しても、別にこういった判断で概算としては、今のとここんだけですという金額を、なぜか今まで何回聞いても示しませんでしたよね。非常にそこが、私は不可解なんです。そういう議会に一旦金額出したら、それがもう絶対条件みたいになるわけないでしょう。こういう考え方で、今のとここのように概算だと。でも、概算工事費ですからね、そんなのきちっと情報として出してほしいわけですよ。議会には出さずに、こういったある意味で公式の文書できちっと数字を出してっていう、これ非常におかしいんじゃないですか。いや、副市長、どう思われますか。この辺の、何でこんな対応するんですか。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** もう率直に申し上げます。土光委員がおっしゃっているとおり、あくまでもプロポーザル段階の募集要項に書いた金額として、こういう金額があるということは申し上げて差し支えないというふうに思います。ちょっと私も担当者が何をためらっているのかよく分からずに今、おるんで、何ためらっているのと聞いたところですけども、恐らく非常に真面目に考えると、予算要求といいますか、最終的に予算で議会にお諮りする金額というものが、事業費だということでお答えしてるんじゃないかと思えます。これは、間違いじゃありません。正しい考え方であります。ただ、それはしばらく先の話になります。先般、遠藤議員のほうからも似たような御質問があったんですけど、あれはまさに予算要求に向かって積算をしてる段階といいたいまいしょうか。いろんな案があって、この案だったら何ぼ、この案だったら何ぼみたいな話の中で、財政当局、あるいは最終的には私や市長の段階で、じゃあ、この案で行こうというようなことを決めていく段階でありますので、その段階である一つの案の額を言うと、まさにその査定よりも先に査定結果が出てしまうこととなりますので、それはまずいだろうということで担当部局のほうで、今ちょっと予算に向けて調整中なので、しばらく待ってほしいということを御説明したと。今回の案件は、まだそれはしばらく先になりますので、今の段階では事業費、確定したものはないけども、設計プロポーザルの段階で、こういう事業費でプロポーザルを行っているということは、お答えして差し支えないものだというふうに、私は思います。以上です。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、そういうふうな形で、数字をちゃんと、こういう前提でこういう条件でってきちっと説明してもらえば、そういう前提でこちらも数字取りますから。やはりこの事業が大体予算規模がどのぐらいのイメージというのが、こちらもやっぱり必要なもので、そういった説明もきちっとしていただきたいと思えます。

それから、この募集をするときに、条件として例えば平家、要は2階建てじゃないというかな、1階建てというのは条件と、つまり公募するときに、もう1階建てという条件で公募したんですか。だから、もう一つ聞きます。例えば、鉄骨造か木造か、こういった条

件は募集の段階では、どういうふうな条件をつけて業者に募集をしたんですか。

○**国頭委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 申し訳ありません。今、手元に資料がございませんので、そのところについてはお答えができません。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 事前の聞き取りとか資料を見ると、少なくとも木造、鉄骨は指定はしていません。これは、それこそプレゼンのときのQ&Aで、なぜ木造じゃなくておたくは鉄骨を選んだんですかみたいな、そういうやり取りがあるので、多分してないのは明らかだと思うんですけど。それから、今、資料がないから答えられないならそれでいいです。米子市の考え方として、私もあそこは平家でやるという話を聞いてたので、ただ公募型のプロポーザルをするときに、そういう前提で、そういう条件を示して募集してるのか、平家か、平家に限るといふか。結果的にこれ、平家が選ばれてますけど、これは業者さんの選択の結果、そうなたただけなのか、もう募集する段階でそういう条件つけたのか。それから、今言った木造、鉄骨に関しても、募集の段階で米子市の考え方を示したのか、それとも結果的に、業者さんがこれがベストだという結果でこうなったのか。今この白兎設計で選ばれてるのは、平家で鉄骨造ですよ。その辺のちよつと経緯とかを確認したいので、示していただきたいと思います。

それから、すみません。あともう一個だけいいですか、続いて。答弁があるんだしたら。後でいいです。今、何か資料がないから答えられないということでしたから。

○**国頭委員長** じゃあ、後でやってもらうっていうことで。次の質問は何ですか。

○**土光委員** それから、これ、鉄骨造になったのですけど、基本的に、いわゆる木材というか、いろんな子どもの環境とか条件で、木材をふんだんに使いたいという、そういったプレゼンだったと思います。じゃあ、その中で、県産材をできるだけ使う、県産材使うとそれなりの補助というか、そういった制度もあるというふうなやり取りがあったと思います。これも、改めてでも資料ということでもいいですけど、この業者さんが基本構造は鉄骨造だけど、木材をどのぐらいどういうふうな形で使うか。県産材使うと、実際にどういった補助というか、得られるのか。そういったことを客観的に知りたいので、それをまた改めて示していただければと思います。

○**国頭委員長** ほかにありませんでしょうか。

岡田委員。

○**岡田委員** 説明をしていただきました。これ、地域のほうからも、今回コロナということもありまして、進捗状況が遅くなるんじゃないかということで、かなり危惧しておられる声も聞いております。淀江保育園、それから宇田川保育園の統合した新しい保育園を早く見たいという声は、以前から私のところまで強く言ってこられる方もおられますので、当然安全・安心のためにやるべきことはやっていただきたいと思いますし、ただ当然ですけど、それは一定のラインというのがあると思いますので、決めるべきところは決めていただいて、当然議会のほうにも諮っていただいて、議決のほうはしていかないとはいけませんけれども、ぜひこのコロナということで、いろいろな支障が出てるんだろうと思うんですけども、スピード感緩めることなく、ぜひとも新しい統合した保育園を子どもさんに、それから親御さんにもぜひ見せてあげていただきたいということを要望してお

きたいと思います。

**○国頭委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 今、岡田委員言われました。私も全く同感でございます、まず今のこの淀江保育園、宇田川保育園統合、まずここから米子市の統合がスタートいたしますので、これ、ぜひとも皆さん楽しみにしておられます。非常に環境面でも素晴らしいものだと期待しておりますので、これが遅れますとこの後のものもまた遅れていくような状況になっていくと思いますので、ぜひともこの計画どおりに遅れることがないように、ぜひともお願いしたいと思ひまして、私のほうからも要望させていただきます。以上です。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** この淀江、宇田川保育園の統合事業ですけれども、もともと個々の保育園の事情から始まったものではない統合計画に対しては、以前から言ってますけれども、反対です。やはり、地域で地域の人たちの生活の中で、保育園があるということが大事だというふうに思っております。大きな園でも人手は同じようにあるからというふうにおっしゃいますけれど、子どもが小さければ小さいほど、やはり目の届きやすい環境で、300人いても何人に1人は変わらないとはおっしゃいますけど、でも大きなところの1人か、そうではない小さな園の1人かというのは、おのずとやっぱり環境としては違います。そういう小規模園の大切さというものを、もっと大事にしていくべきだというふうに思いますので、大本の意味でこの統廃合のやり方には反対です。

それと、2つ目ですけど、宇田川、淀江の保育園の人たち、その周辺の人たちから今でもなお、宇田川に保育園残してほしいという声は聞きます。やはり自分たちの地域より遠いところに保育園が行くってということについては、とても残念だと。そして、小規模の保育園の中で、障がいを持った子ども、障がいのあるなしにかかわらず、本当に自然に溶け込んで保育をしていただいたことに感謝していると。そういう環境が失われるのは残念だという声も聞いております。

そんなふうな、淀江、宇田川の統合計画で、今、事が進みかけていて造成工事までいってるわけですが、先ほども伺いましたけど、土質、土壌の調査というのは、本当にそれが安全かどうかということに依ってこそ意味があるのであって、保護者から声があったから、一応掘って何も埋まってなければそれでいいというふうな、そういう姿勢というのはやっぱり納得ができません。そういう意味において、この計画にはやはり賛成できないということを申し上げておきます。

そして最後に、さっき総工事費みたいなことで、今、土光さんから質問がありましたけど、確かにプロポーザルの段階で6億9,000万というのは出てたと思いますけれど、やはり全体の計画で幾らくらいの予算でっていうのは、しっかり示していただくことは必要ではないかと思ひます。以上です。

**○国頭委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、次に、米子市児童文化センタープラネタリウムのリニューアルオープンについて、当局からの説明を求めます。

池口子育て支援課長。

**○池口子育て支援課長** 米子市児童文化センタープラネタリウムのリニューアルオープ

ンについて、御報告申し上げます。

この米子市児童文化センターのプラネタリウムは、当初、4月のリニューアルオープン  
を予定をしておりましたが、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開館を見合  
わせておりました。このたび、緊急事態宣言の解除や県をまたいだ往来の自粛の制限、市  
の集客施設等の利用制限の緩和を受けまして、6月の27日の土曜日にオープニングセレ  
モニーを開催いたしまして、28日の日曜日から一般投映を開始したいというふうに考え  
ております。

夏休みまでの期間は平日3回、土日祝日4回の上映、夏休み期間中は平日4回、土日祝  
日5回の上映を予定をしております。当面の間は、85席新しいプラネタリウムには席が  
ございますけれども、定員を30名程度に制限いたしました上で、予約制を導入すること  
としております。

上映に当たりましては、県及び市の施設利用に係る方針を参考にいたしまして、感染防  
止策を行うこととしており、手指消毒、マスクの着用、検温、座席の指定、それから上映  
の間には手すり等の消毒、換気を行うこととしております。

当初、オープニングの関連イベントとして、JAXA宇宙科学研究所の准教授である生  
田ちさと先生の講演会、生田先生は米子市の御出身で、JAXAの広報・普及主幹を務め  
ていらっしゃいます。小さいときから児童文化センタープラネタリウムに親しんでいただ  
いた方というふうに伺っております。また、アメリカのブラウン大学惑星地質・上級研究  
員の廣井孝弘先生、この方ははやぶさ、はやぶさ2のプロジェクトに共同研究員として参  
加されてる方でございます、このお二人の方につきましては、講師の方の御都合も伺い  
ながら、また時期を見て開催をしたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上です。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

門脇委員。

**○門脇委員** プラネタリウムのリニューアルオープンについて、少し質問させていただき  
ますけど、非常に市民をはじめ、多分山陰両県の皆さんも待ちに待ったオープンだと思っ  
ております。そこで、リニューアルオープンが決まったということは、それぞれの設備に  
ついても準備が整ったといいますか、そのような感じだと思いますので、議会のほうでも  
かつて出ていたと思うんですけど、駐車場が現在どのような整備が終わったのかどうなの  
かということ。それから、あと、プラネタリウムの中のシートの問題ですね、子どもさん  
や大人の方もやるリクライニングがどうのこうのって問題がございましたけど、この  
辺どうなったのか。この2点をお聞きしたいと思います。

**○国頭委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 駐車場につきましては、40台あったものを75台に拡張いたし  
まして、4月の終わりから供用開始をしてるところでございます。

それから、シートにつきましては、以前のものよりも幅もあるゆったりとしたシートに  
取り替えておまして、リクライニングにつきましても席の内側にレバーを設置しており  
まして、子どもさんでも危険がないようなつくりになっております。それから、子ども  
さん向けには席面を少し高くするクッションですとか、そういうものも御用意しております。

**○国頭委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** ありがとうございます。あと、少しちょっと不安だなと思うのが、この予約制の導入というところでございまして、これはコロナ対策でこういうことですよ、多分。予約にしてきちんと人数を30席ということで、そういう対策もあるのではないかと思いますけども、これ、近所の方とかが急に来られて、ああ、予約制なんですよって言って理解される方もいらっしゃるかもしれませんが、これ、分からないと、例えばかつてのような感じだと、行って何時からだけんちょっと待ったら入れるなという、そう思っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そうするとちょっと遠くから来られた方に、ああ、予約制ですからちょっと見れませんよ、入れませんよっていうのなかなか難しい状況が出てくると思いますので、この予約制に関してはきちんと、ホームページでも周知されていると思うんですけども、あらゆる周知の方法使われまして、市民の皆さんはもとより周辺の皆さんに、これはぜひとも予約制ということはしていただかないと、そういう問題が起きかねないと思っておりますので、そこのところは善処していただきたいと思っておりますので、それは要望とします。よろしく願いいたします。

**○国頭委員長** ほかにありませんでしょうか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** すみません、この3件の報告とは関係ないんですけども、終盤になったので、福祉保健部の皆さんがおられるところで1点意見を言わせてもらいたいことがあるんですけど。

**○国頭委員長** 取りあえず、3件の報告を、では終わりたいと思います。

ほかにありませんでしょうか。

じゃあ、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** すみません、ありがとうございます。昨日の総務政策委員会で、スマート窓口システム構築事業の中身につきまして、副市長の御答弁を聞きまして、すごく力強い御答弁だったなというふうに思っております。子育て部門を先行して、コロナ禍で増加している相談業務等の福祉部門をつなげていくっていう、このシステムとしても全国に先駆けたいものを目指していらっしゃるというふうに理解をしたいんですけども、それでよろしいでしょうか、ちょっと確認をまず。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** ええ、そのとおりであります。実は今、国のほうでもいろんな動きが出始めてまして、これとうまいことちょっとすり合わせないけんというふうに、それが若干悩みの種といたしまししょうか、でありますけども、おっしゃっているとおり、これは以前から御説明しているとおりであります。ICTというものの力を借りて、いろいろ申請業務、窓口業務等をできるだけ一元的に効率的に処理できる。そして市民の皆様、来庁者の皆様の利便性を向上するのと併せて、その次の段階では、業務によっては可能なものについては、スマートフォンやパソコンからの申請ができるようにすると。併せて、そこで出てくる、機械化によって出てくる人員が、要するにそれまで人でやってた作業の人員を、今度は直接人でなければできない業務に振り向けていくと。これが、新しい行政体制の肝だというふうに思っておりますので、それを少しやっぱり時間がかかるのは仕方ありませんが、今回追加で予算もお願いとします。スマートフォンへの展開というのは、今検討しているとこ

であります。スマート窓口については、当初令和5年の完成目標であったものを、今のところ1年前倒しをして、令和4年の完成を目指したいと、このように考えておりますし、その前段としての第1段階であるいわゆる子育て関係の窓口業務については、来年10月の稼働を目指したいと、このように考えております。以上です。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 昨日、副市長は総務省とのやり取りの中で、今の段階では市の単独事業として進んでいくしかない現状のようなことをおっしゃってたんですけども、そのところで、出だしが子育て部門っていうところでいき、5年の予定が前倒しされていくっていうところの、スピード感を持っておられる理由の中に、コロナでの相談業務っていうのが増えてくる中で、さらに前倒しが必要じゃないかっていうことで向かわれるっていうふうに理解をしているんですけども、そうなったときに自立相談支援とか相談支援っていうところで、コロナ禍の2次補正のほうの事業を取りに行くっていうことっていうのは、先行部門を見直すことによってできるんじゃないかなっていうふうに考えてるんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。やはり難しいんでしょうか。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 国の2次補正予算への対応については、今検討してるところであります。議員のほうからもそういったお話もあるようなこともちょっと聞いておりますけども、もちろん先ほど言ったように、大きなトレンドとしては機械でできることは機械にできるだけやらせてもらって、対人業務あるいは直接手交業務のように、遠い将来はひょっとしたらそれすらも機械化されるような時代が来るのかもしれないけれども、当面人でなければできない仕事のほうに人的資源を振り向けていくと、このように考えております。

今、コロナ禍でというのは、一つは相談業務対応ということもありますけども、いわゆる庁舎に来庁していただくことで、庁舎自体が三密、3つの条件がそろっていいことはないように工夫はしてありますが、やはり人が密集するという場になりかねない。そして、その滞在時間が長くなれば長くなるほど、やはりリスクというのが出てくるということ回避するために、今回の特例交付金なんかもそうではありますが、郵送申請みたいなことを基本にやって来庁しないような手続にしたわけではありますが、基本的にできるだけ来庁されても短時間で、そして物によっては来庁しなくても済むと、こういう行政体制をつくりたいということでもあります。

加えて、先ほど言ったとおり、人的資源を、相談業務なんかその最たるものの例だと思いますけども、そういった対人関係でないといけないような仕事、相談業務の中にもいわゆるオンラインといいましょうか、遠隔でできるものもありますし、むしろ最近の時代は遠隔のほうが相談しやすいというようなお声もあって、これ、いろんなニーズがあるんだなというふうに思いますけど、そういったものでも、機械の向こう側には人がいないとできませんので、さすがにそこをロボットでやるというわけにはなりませんので、そういったところに人的資源を振り向けていくということに向かいたい。そして、この当面のコロナ禍でも、そういった相談業務の重要性というのが出てまいりますので、一気に全部100点というわけにはならないかもしれませんが、国の事業等も活用しながら充実すべきところは充実したいと、このように考えております。以上です。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ありがとうございます。力強く思っております。このスマートシステム窓口っていいますと、ちょっと私なんかもう少し理解ができにくいところがありまして、一次元的な手続を汎用的に手広く、転入転出であるとか、窓口が1か所でないように離れたところからでも同じようなシステムの中に乗っかっていけるというようなものを目指していくっていう部分と、相談事業の継続性っていうところと両方いけるっていうふうに考えているところでした、その中では福祉保健部を、子育ての部門が先行するっていう今のことになっていると思うんですけれども、ぜひとも自分たちの業務をどのように推進をしていくのかっていうのは、自分事っていったらおかしいですけども、自分たちの意識を高く持っていただいて、このシステム構築の中に関わっていただければありがたいなというところで、意見として申し上げたいと思います。

○国頭委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後3時08分 休憩

午後3時21分 再開

○国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第59号、専決処分について（米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民税課長。

○長谷川市民税課長 議案第59号、専決処分についてでございますけれども、資料1と右上に書いてあります6月定例会議案を御覧ください。

これは、令和2年度の税制改正に伴う地方税法の一部改正によるものでございまして、資料記載の個人市民税、たばこ税、固定資産税の各項目について所要の条文追加及び文言整理を行ったものでございます。説明は以上です。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 別にないようですので、討論は終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号、専決処分について（米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○国頭委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第61号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民税課長。

**○長谷川市民税課長** それでは、続きまして、議案第61号、専決処分についてでございます。

これは、国における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う地方税法の一部改正によるものでございます。主な内容といたしましては、そちらに記載してありますとおり、軽自動車税、固定資産税、徴収猶予の各項目につきまして新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置の延長、新設に係る所要の整備を行ったものでございます。説明は以上です。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第66号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民税課長。

**○長谷川市民税課長** 議案第66号でございますけれども、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これは、令和2年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものでございまして、主な内容といたしましては、個人市民税の関係では未婚の独り親を含めた独り親に関する規定と、従前の寡夫、寡「夫」ですね、これに関する規定の整備を行っております。固定資産税関係では、所有者不明土地、所有者死亡土地の取扱いに関する規定の整備を行っております。たばこ税関係では、軽量の葉巻たばこの課税対象の換算方法について見直しを行っております。法人市民税に関しましては、国税の法人税に関する規定の見直しに伴い、必要な文言整理を行っております。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川課長。

○**長谷川市民税課長** 議案第67号でございますが、こちらも米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものでございまして、主な内容といたしましては、固定資産税関係では、中小事業者等が計画に従って新たに取得した償却資産の対象に事業用家屋及び構築物を加えて、これに係る課税標準の特例割合（わがまち特例）を定めております。個人市民税関係では、新型コロナウイルス感染症の影響で中止等がされた行事の入場料等について、寄附金、税額控除とみなす取扱いの新設と新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合、住宅借入金等特別税額控除の特例の延長をすることとしております。説明は以上でございます。

○**国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第67号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市民生活部から1件の報告を受けます。

一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）について、当局からの説明を求めます。

清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** そういたしますと、一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）について御報告いたします。

このたび、鳥取県西部広域行政管理組合が共同処理事務といたしまして、令和14年度

以降の西部圏域 2 市 6 町 1 村の可燃ごみ及び不燃ごみ処理施設並びに一般廃棄物の最終処分場の設備概要等を示します、一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）を概成され、鳥取県西部広域行政管理組合ごみ処理施設等調査特別委員会において、報告されましたことから、その概要について本日御報告するものでございます。

資料の確認でございますが、A 4、1 枚のかがみと、あと添付資料といたしまして資料 1 から 4、構想（案）の本編と概要版並びにスケジュール案とコスト比較の資料を 4 点、合わせて 5 点配付させていただいております。このかがみ以外につきましては、全て鳥取県西部広域行政管理組合から提供されたものでございます。資料 1 の本編につきましては 1 4 4 ページにわたりますことから、本日は資料 2 の概要版を主に使って説明をさせていただきますと思います。

そういたしますと、本基本構想（案）について資料 2 の概要版の 1 ページをお開きいただけますでしょうか。こちらのほうに、令和 1 4 年度以降の西部圏域における可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場及び必要に応じての中継施設について、今後の西部圏域におけます安定的かつ衛生的なごみ処理体制及び施設整備の基本的な考え方であるとか方向性が示されてるものでございまして、この 2 ページ以降においては現在のごみ処理施設の現状であったり、広域化に向けた課題の整理、さらには今後具体的な検討課題でございます用地選定及び事業運営方式等について、スケジュール案とともに示されてるものでございます。

ただし、こちらの概要版の 4 ページを御覧いただけますでしょうか。4 ページの下のほうになりますけども、大きな項目 8 の広域処理の実施市町村というところがございまして、そちらの枠組みにつきましては黄色であります。今後の検討により決定というふうになっておりますが、これは各処理施設について参画する市町村の枠組みが、もし仮に変更になった場合にはこの構想（案）の内容そのものも変わるというところから、このたび各処理施設についての枠組みについては、各市町村の確認を、鳥取県西部広域行政管理組合様のほうが確認を求められたものでございます。

資料の 3 の広域化実施可否の判断に係るスケジュール案というのを御覧いただけますでしょうか。こちらの資料の 3 のほうに、真ん中の辺りでございますが、今後 1 0 月末までに、先ほどから言っております、各市町村の各処理施設に対する参画の意向の確認を行い、現在の枠組みに対して変更がある場合は、各市町村の議会において鳥取県西部広域行政管理組合に関する規約変更の議決等を経まして、施設や中継施設の有無等につきまして、今後基本構想（案）がまとめ上げられていくと。最終的には、パブリックコメントを実施されました後、来年の 8 月、令和 3 年 8 月に正副管理者会議、組合議会でこの基本構想（案）の承認を得られまして、基本構想（案）として策定されるというふうに伺っております。

最後になりますが、本市につきましては西部圏域で最もごみの排出量も多く、現在、他市町村の可燃ごみの焼却処理も行っております。現在、稼働しております米子市クリーンセンターも令和 1 3 年度までの使用というところを予定しておりますことなどを踏まえまして、鳥取県西部広域行政管理組合が示されます、この本基本構想（案）を基に実施計画など具体的な議論に進めていく必要があると。西部圏域全体での適切な施設配置を推進する必要があると考えておりますし、このたび示されましたものはごみ処理の広域化についての基本方針が変更になるものではないということからも、参画する予定としてるところで

ございます。

ちなみに、資料の4につきましては、ちょっと資料の4を御覧いただけますでしょうか。こちらのほうは表のほうになりますけども、西部圏域で可燃ごみの処理施設を1施設に集約した場合と、2施設に集約した場合のコスト比較を行ったものでございます。2施設に集約する場合は、米子市のほかに、特に米子市から最も遠い日野郡の3町で1施設を設置した場合についてのコスト比較がなされた資料でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めたいと思います。

土光委員。

**○土光委員** 今後のスケジュールに関連してお聞きします。資料3と資料4に即して。

まず、スケジュールに関して、資料3、スケジュール表の形になって、これでまとめられて、今の段階は10月末までというところで、各市町村において広域化実施可否の決定、その段階だというふうに理解してよろしいでしょうか。

**○国頭委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 委員さん御質問のとおりでございまして、先ほどもちょっと説明で申し上げましたが、各処理施設について参画する市町村の枠組みについての確認の今、時期であるというところでございます。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、各市町村でそれぞれ考え方を決めるということで、この決めることに関して、例えば今の広域に維持したままやっていきたいとか、例えば広域の枠組み外れるとか、そういうことをまず決めるということがあると思います。これに関しては、先ほどの説明の中で、米子市は参画する予定だということで、これはもうそれで決まり、これに関して議会の承認が要る、承認というか、議会の何か承認が要るとか、そういうことなしで、もうそういう方針だという、もう説明、それでいくということなんですか。もう議会在、そこに関してどうこうはないということですか。

**○国頭委員長** 朝妻市民生活部長。

**○朝妻市民生活部長** その点につきましては、本会議でも御答弁申し上げましたが、平成16年6月に西部広域の共同処理事務とするという議決をいただいておりまして、その方向での動きということになってございますので、そこから離脱するということになれば、また違う形での議決をいただくこととなりますが、今の時点ではそのまま向かうという判断でございます。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。それから、各市町村、どういう選択をするかということに関して、一つは先ほど言ったこういう西部広域の枠組みに入るかどうか、それからもう一つこれ、資料の4の関連で、資料の4の裏側。これは、この可燃ごみ処理施設の整備で、どういう位置に設けるかといういろんな試算があって、これをどれが適切と考えるかというのも各市町村で決めて、最終的には西部広域で決まるんだと思いますけど、各市町村の意向を聞くという、そういう段階ですか。

**○国頭委員長** 朝妻市民生活部長。

**○朝妻市民生活部長** このケースごとに、各団体で決めるというところではございませんで、まずは参画するかしないかを御判断いただくというのが、今の段階でございます。具体的にどういったケースにするかというのは、その後また、西部広域のほうでも議論が進んでいくというふうに理解しております。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうすると、スケジュールでまず、いろんな案が出て、西部広域そのものに入るかどうかを意見聞いて、まずそれをはっきりさせる。その後に、じゃあ、西部広域として、入ってる市町村で可燃ごみをどこにするかというのを、これ、資料4の裏だと思いますけど、案が示されて、これをまた改めて。そうすると、各市町村が西部広域に参加するしないの最終的にどうかというのは、いつ、どの段階で決まるんですか。

**○国頭委員長** 朝妻市民生活部長。

**○朝妻市民生活部長** 今のスケジュールでいきますと、10月までに離脱される市町村があれば西部広域のほうに申し出ていただくというスケジュールでございます。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。その後に、残ったというような言い方悪いですね、その西部広域として、じゃあ、可燃ごみの処理施設をどういう形でどう配置するか、この資料4の裏の案、これを検討して、これも多分各市町村の意向を聞いて、西部広域として決めるということになってると思うのですが、これはいつまでなんですか。

**○国頭委員長** 朝妻部長。

**○朝妻市民生活部長** 今の案が成案になりました後、実際に具体的な規模ですとか場所ですとかを決めていくこととなっております。記憶では来年度、令和3年の8月に基本構想(案)をまとめていくという予定でございます。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** それが資料3のスケジュールの一番下の基本構想の承認ということですね。これに関して、例えば資料4の裏というのは、可燃ごみをどこにどう配置するかという案ですよね、可燃ごみ処理施設。実際に、西部広域でこれからやろうとしてるのは可燃ごみ処理施設、それから不燃ごみ処理施設、それから最終処分場はどうするかということを決めるということで、私はこの来年の8月の基本構想の承認、この基本構想というのは、単に可燃ごみだけをどうするかじゃなくて、不燃ごみ処理施設、最終処分場、これも全体的に決めるというのが、この基本構想の中身ではなかったと思うんですけど、違いますか。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まず、誤解があってはけませんので、最初に御説明いたしますが、今議員がお触れになった資料4の裏面は、これは同じものが今回の基本構想の中に記載されております。これを抜き出したものであります。そして、西部広域行政管理組合というのは別の自治体になりますので、米子市選出の議員さんも議員として参画していただいておりますが、特別地方公共団体という別の公共団体でありますので、最終的にはその議会にお諮りをして決めることになると、このことははっきり申し上げておきます。

最終的に、今委員が質問の、次の一般廃棄物処理施設の整備構想というものを決めるのは、先ほど朝妻部長からお答えしたとおり、あるいはスケジュール表の資料3にお示し

てるとおり、今の予定では令和3年8月の西部広域行政管理組合議会において、御承認いただいで構想を決めるということになります。そして、先ほどの資料に戻りますが、資料4の裏側は、整備基本構想の中に示してる資料を抜き書きしておりますが、これは場所を特定したものではありません。便宜上、どっかの町村に建物の絵が描いてありますけど、これは場所を特定したものではありませんで、施設を何か所造るか、それもどういう組合せで、どんなパターンで考えられるかというものを示したもので、それを比較検討した結果、効率性とか経済性を考えると、ケース①と呼ばれるものとケース③と呼ばれるものに集約されるのではないかと。もっと言いますと、西部広域の全体最適ということからいけば、ケース①、つまり西部圏域で1か所の施設を整備するということが最も合理的であるということ、基本構想の検討段階では導き出してあります。ただ、これは、資料4の表面を見ていただきますと、ケース①と今申し上げたケース③の比較が載せてあります。全体では、当然のことながら、先ほど申し上げたとおり、ケース①が一番効率性が高い、コストパフォーマンスが高い案でありますので、一番優れてるわけではありますが、ケース③との比較のトータルでは確かにそうなんですけども、日野3町、特に日野町と江府町のところを見ていただきますと、ケース①とケース③の相差で、実はこの2町については日野に3町で単独の施設を造った場合を想定したケース③というほうが、20年間のトータルコストでありますので、単年度割りはこれを20で割る数字になりますが、それぞれ少しケース③のほうがトータルコストが安いという結果が出ております。こういった状況を踏まえて、先ほど担当部長が御答弁申し上げましたが、既に次の施設は広域でやるということが、全ての市町村の議会で承認されて決まっています、今、その状態で検討してるわけですが、西部広域としては1か所の施設に向かいたい、向かうということになるわけですが、こういった状況を踏まえて、本当によろしいですねという確認を、10月までの期間を設定して行っているということでもあります。そして、最終的には先ほど御説明したとおり、来年8月を想定しておりますが、組合の議会で参画市町村を10月末頃までに決定した上で、さらに最終調整を行って、来年の8月組合議会でお決めいただくと、こういう流れになるということでもあります。したがって、先ほど申し上げましたとおり、今現在では、組合としては、特に組合の執行部としては、ケース①を想定しているということ。そして、基本方針として、1か所に集約するというのを基本的な目標としてやっていこうということをお話しているということでもあります。以上です。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** これにて最終的に組合議会で決めることとか、それから資料4の裏側は場所を特定じゃなくて地域割りを示した、それは了解しています。その上で聞いてます。私が聞きたいのは、この資料の裏側というのはあくまでも可燃ごみに関して、可燃ごみ処理施設に関して、いろんなケースが考えられてこんな費用が想定される。当然、先ほど言いましたけど、不燃ごみ処理施設、最終処分場処理施設で、これの関連がよく分からなくて、例えばケース①、可燃ごみはいろんなことでケース①と、可燃ごみはこういうふうにするか決まったら、例えば不燃ごみも最終処分場ももう全体で1か所、もうそれと同じように決まるのか。それとも、それはまた別の考え方で決まるのか、もっと言えばケース②で決まると。最終処分場は地域割りで、それぞれ2か所になるように自動的になることになるのか、その辺の関連がよく分からないということなんです。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 御承知かもしれませんが、ここに可燃施設のことだけを取り上げられているのは、実は不燃廃棄物については既に西部広域で一体処理ができています。もっと正確に申し上げますと、境港市さんだけは入ってないんですけども、伯耆町にありますリサイクルプラザにおいて、広域処理が既に完成しております。境港市さんが今、入ってないんですけども、境港市さんは次のときには入るといふふうに言っておられますので、したがって、既に西部広域での広域処理体制ができていているということでもあります。

一方、可燃施設については、過去にいろいろ経過があったわけではありますが、いまだに西部広域としての可燃施設はありません。したがって、まず可燃施設をとということで、こういう議論をしてるわけでもあります。基本的には、次の、この基本構想の中にも触れてると思いますが、それぞれの不燃施設の想定される規模、あるいは最終処分場の想定される規模等も記載されております。そういったものも構想段階では一定整理して、可能であればできるだけ、可燃、不燃については一体的な施設を目指したいということを考えております。そういう基本的な考え方、構想を今の段階でまとめるのがこの基本構想でありますので、そういったことを最終的に今、日野3町も含め、全ての市町村の参画を得られることが一番いいというふうに思っておりますが、最終的に10月段階で構成市町村が確定した後に最終調整を行って、基本構想としてまとめてまいりたいと、このように考えております。以上です。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと私の質問が伝わってないのかもしれませんが、私が聞きたいのは、とにかく資料4の裏は、これ、可燃ごみ処理施設のいろんな案で、じゃあ例えば最終処分場は、これもちょっとそういう案がどうかあるのかもしれませんが、1か所にするのか2か所に分けてするのか、そういったことでしたら、場所までまだこれからだから、どこにどういう1か所なのか2か所なのかみたいな、そういう造り方をするかどうかとか、それがどういう段階で決まるかよく分からないんだと。それから、今の副市長のお話で、不燃ごみは、要は岸本のリサイクルプラザ、あそこでもうできてる。あそこもいずれ耐用年数近いから、やっぱり新たなのが必要だという状況だと、私は思っていたんですけど、そうではないのですか。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私の説明が不十分なのかもしれませんが、岸本のリサイクルプラザも令和13年度までの使用ということに決まっております。つまり、次の施設、これは基本構想にもはっきり書いておりますが、次の一般廃棄物の処理施設、これは可燃処理施設、不燃処理、いずれも中間処理であります。そして最終処分場と。この3施設について、令和14年度稼働で新しい施設を造るというのが、この基本構想の中身であります。したがって、今の委員の御質問はそもそもそういう内容ではないということでもあります。つまり、リサイクルプラザも含めて、令和14年度以降の3施設をどうするのかということを決めるのが、この基本構想です。具体的な施設の場所とか、それから正直申し上げまして、最終処分場を2つに分けるといふことは全く想定しておりませんが、想定してないからあり得ないとは言いませんけども、想定しておりません。それは、可燃物や不燃物を2か所で中間処理するということ想定してないのと同じであります。想定しておりませんが、

具体的な立地場所等については、この基本構想を固めた後に、用地の選考等を具体的に進めていくことになる。そして、用地が決まれば次は、具体的な整備に向けた基本設計等の作業に入っていくということを順次進めていくこととなります。以上です。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** 結局、私の最初の理解が当たったと思って、だからそれぞれ可燃、不燃、最終処分、令和14年程度でそれぞれ更新が必要、更新というか使えなくなるので、新たなことという、それが基本構想だという内容ですね。私は、そういう理解しとったので、それはそれで正しい理解だったというふうに、今の副市長の答弁から理解しました。

だから、聞きたいのは、この資料の4というのは、可燃ごみ処理施設をどこにするかということで、いろんなケースで試算が出て、一応これでそれぞれの市町村がどれがいいかというのを今、検討してもらってる、そういう段階なんですよ。もちろん、西部広域としては、このケース①を基本的に考えてるということなんでしょうが、でも決定じゃなくて、ほかのケースも一応勘案して、だから可能性としてはケース②、③、④、特にケース③とか、そういうふうに可燃ごみはしようというふうになることもあり得るという前提で、今、意見募集してるんですよ。あり得なければ意見募集なんかする必要ないと思うので。そのときに、じゃあほかの不燃物とか最終処分場、場所のこと言ってます。それをどういった地域割りで、1か所なのか複数なのかということが、いつ、どういう段階で決まるのか。もっと言えば、可燃ごみ、不燃ごみ、最終処分場、1か所、1つだとしても、これは前の西部広域の資料であったと思いますけど、その3つを設置する場所をもう1か所にしてしまうのか、それとも分散して1か所だけど、可燃ごみはこの場所、不燃ごみはこの場所、それもどうするかいって検討中ですよ。そういう資料を私は見えます。だから、この可燃ごみに関しては、考え方分かるんですけど、最終処分場とか不燃ごみはどういった経緯で、どういったスケジュールで決めることになるんですか。場所のことを言ってます。どういった形にするか、それが知りたいんですけど。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 分かっていただけないのが、大変残念な気がします。私の説明の仕方が悪いんでしょうか。

お分かりいただきたいのは、まず一つは、先ほどから資料4でお示ししてるとおり、資料4は表面を見ていただきたいんですけども、ケース①とケース③の比較をしています。それから、先ほど御説明したとおり、資料4の裏側は、基本構想の中の案の中のあるページを抜き書きさせていただいてるということでもあります。基本構想を検討する段階の選択肢、比較案としては4案、もっと言うと単独整備のケースというのも比較検討の案で出してますので、5案、それからもっと言うと現状整備ケースというのもさらにその左にありますので、6案を比較したわけでありまして。その結果、コストパフォーマンス等々から考えて、ケース①と呼ばれるものが最も合理性が高いということで、今最有力な案ということに位置づけておりますが、先ほど御説明したとおり、日野郡3町、特に日野、それから江府町については必ずしもそうでないケースも想定されるということで、ケース③を比較しております。したがって、今委員がおっしゃいましたけど、最終決定は確かにまだであります。基本構想段階ではケース①が最有力の案だということを整理しておりますので、それ以外のケース②とかケース④になるということは、正直想定しておりません。あ

とは、ケース③というものも比較検討しながら、日野郡の各町がどういう御判断をされるかということ、今御相談いただくということをお願いしてるというのが、今の状況であります。そして、繰り返しになりますが、基本構想の中では具体的な場所等は、基本構想を定めた後に検討を進めていくということにしておりますが、基本的にはできるだけそれぞれの施設が近接することが望ましいということと、可燃、不燃については一体的な処理が最も合理的だということから、可燃、不燃施設については一体的な整備を目指すということ想定してるということになります。以上です。

**○国頭委員長** いいですか。

ほかにありませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 一般質問もさせていただきましたので、そんなにたくさんはないんですけど、先ほどの報告の中で、これは平成16年6月に議決をしていると。そのときの基本方針が変更になることはないために、参画する予定であるというふうに報告がありました。ということは、これについてはもう議決はしないということですか。改めて議決をしないということですか。

**○国頭委員長** 朝妻部長。

**○朝妻市民生活部長** 西部広域の今の形で進めるということについて、議決をいただく予定はございません。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 米子市議会では議決をしないということですか。

**○国頭委員長** 朝妻部長。

**○朝妻市民生活部長** 議決が変更となる必要がある場合は、離脱するという団体が出た場合には、各市町村での議決が必要であるということを申し上げております。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 一般質問のときにも言いましたけれど、平成16年って今から16年も前です。この16年の間にいろいろ状況が大きく変わっています。気候変動というのも激しくなっております。一般質問でも言いましたが、2050年にCO<sub>2</sub>をゼロにという目標に向かって世界は動いているわけですけど、この環境の問題に対して、ごみの問題は資源をどう使って、どう始末するのか、それは大きな問題です。その中で変わらず、燃やして埋めるっていうことを中心にしたこの計画構想について、同じだから、変更になることはないからそのままいくという方針に、まず違うではないかというふうに考えます。この気候変動の問題って本当にもう切実ですよ。あと何年かで本当に気温も上昇して、40度ぐらいの気温が当たり前になっちゃうみたいなことが言われてるではありませんか。それをどうやって止めるかというのは、本当に全地球的な大きな問題なんですけど、本当にこの計画で、それを止めるための動きに沿っているんでしょうか。全く沿っていないと。これは旧態依然としてると。燃やして埋めてという計画でしかないというふうに、私は思います。いろいろありますけど、やはりそのところをどう目指すかというところがなければ、それはもう要するに棚上げで、幾ら循環社会といっても実質はそうではない。そういう計画になると思います。私は、これはもう1回検討し、議決が必要だし、当時私議員ではありませんでしたし、一市民としても全くそういう議決がされてるということも知りませ

んでした。市民の理解、同意がなければごみの問題解決しませんので、市民にもちゃんと説明し、諮るべき。知恵を出してもらって、同意を得るべきだというふうに、この問題については重ねて伺いますけども、いかがでしょうか。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まず、私は議員でなかったから過去のことは知りませんというのは、私は議会が自己否定される御発言ではないかなと思います。石橋議員が仮に今、議会で議員として関与されたことを、将来の市民が、私はそのとき議員じゃなかったから知らない。石橋議員なんて知らないというふうに言われたら、どうなるんでしょう。議会は成立しません。誰が議員だったかということは関係なくて、当時の市議会が、適正に民主主義の手続にのっとって、意思決定したことは、それが民主主義のルールとして全ての答えだと思えます。そのことははっきり、私のほうから申し上げるまでもないことだと思います。

それから、石橋議員の御主張は分かりますが、それはぜひ西部広域の議会のほうでお話しただけだと思います。本会議の際にも御説明いたしましたが、あるいは昨日も御説明しておりますが、既にこの事務の決定権は米子市議会にはありません。この次の一般廃棄物の処理施設については、広域業務として対応するということが民主主義の手続で、米子市議会でも承認されており、その時点からこの業務は西部広域行政管理組合の業務になってます。逆に言いますと、米子市の業務から離れてるわけでありまして。したがって、その意思決定なり議論は西部広域の議会、まさに石橋議員もその議員のお一人でいらっしゃるし、特別委員会のメンバーの一人でもあります。そこで御議論いただくことだというふうに思います。以上です。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 当然、西部広域でも議論していくというつもりですけど、これからもずっと。ですけども、例えばもう既に議決をされてる問題でも、それがやっぱりちょっと違うじゃないかということになったら、改めて検討し直す。もう広域にわたったから、ああ、もう米子市には物が言えないって、それはおかしいことじゃないですか。米子の問題です。一度そういう議決を16年前にしてるかもしれませんが、それはそういう形で、ここでおしまいにはできないと思います。意見ですけど。

**○国頭委員長** 意見として。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、市民生活部からの報告を終わります。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。執行部の皆さんは退席をお願いいたします。

**午後4時06分 休憩**

**午後4時07分 再開**

**○国頭委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2名の委員を広報広聴委員に選出しようとするものであります。

皆さん、どなたか出られる、立候補されるというのは。

〔「はい」と門脇委員〕

門脇委員。よろしいですか。

(「はい」と門脇委員)

じゃあ、門脇委員と。矢田貝委員もよろしいですか。伊藤委員、出られませんか。

(「出ない」と伊藤委員)

岡田委員も出たいという話を伺ってたんですけど。

(発言する者あり)

ああ、そうですか。

じゃあ、門脇委員と矢田貝委員ということでよろしいでしょうか。

それでは、広報広聴委員会の委員には、門脇委員及び矢田貝委員を選出いたします。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と声あり]

○**国頭委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で、民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 4 時 9 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 国 頭 靖